

無人航空機の第一種機体認証の手数料額(国土交通省が検査を行う場合)

	区分	金額	検査手法			備考			
			設計	製造	現状				
第一種機体認証	新規申請	新品	第一種型式認証 取得済み	—	¥44,000	免除	免除	実地	※申請に含まれる機体のうち、1機目の機体の手数料
			第一種型式認証 未取得	—	¥43,400	免除	免除	実地	※申請に含まれる機体のうち、2機目以降の機体の手数料(ただし1機目の機体と同一型式とする)
		第一種型式認証 未取得	特定空域※を 含む 空域を飛行する型式の無人航空機	¥1,590,300	書類 実地	書類 実地	書類 実地		
		第一種型式認証 未取得	特定空域※を 含まない 空域を飛行する型式の無人航空機	¥1,481,200	書類 実地	書類 実地	書類 実地		
		第一種型式認証 取得済み	—	¥49,600	免除	免除	書類 実地	※申請に含まれる機体のうち、1機目の機体の手数料	
		第一種型式認証 未取得	—	¥49,000	免除	免除	書類 実地	※申請に含まれる機体のうち、2機目以降の機体の手数料(ただし1機目の機体と同一型式とする)	
	更新申請	中古	第一種型式認証 取得済み	—	¥49,600	免除	免除	書類 実地	※申請に含まれる機体のうち、1機目の機体の手数料
			第一種型式認証 未取得	—	¥49,000	免除	免除	書類 実地	※申請に含まれる機体のうち、2機目以降の機体の手数料(ただし1機目の機体と同一型式とする)
		第一種型式認証 未取得	改造無	—	¥49,600	免除	免除	書類 実地	
			改造有	特定空域※を 含む 空域を飛行する型式の無人航空機	¥141,100	書類 実地	書類 実地	書類 実地	
		特定空域※を 含まない 空域を飛行する型式の無人航空機	¥135,700	書類 実地	書類 実地	書類 実地			

※「特定空域」とは、人口密度が1km2当たり1万5千人以上の区域の上空を含む空域を指します。

※設計・製造過程の検査が生じるケースは、申請前に国土交通省航空局安全部無人航空機安全課までご相談ください。(電話番号：03-5253-8111(代表))

※現状の実地検査が生じるケースは、申請者側で検査場所をご準備いただく必要があります。

無人航空機の第二種機体認証の新規申請手数料額 (国土交通省が検査を行う場合)

	区分	金額	検査手法			備考	
			設計	製造	現状		
新品	第一種型式認証 又は 第二種型式認証 取得済み	—	—	—	—	¥3,100 免除 免除 書類 ※申請に含まれる機体のうち、1機目の機体の手数料	
	第一種型式認証 又は 第二種型式認証 未取得	最大離陸重量 4kg未満	—	—	—	¥2,450 免除 免除 書類 ※申請に含まれる機体のうち、2機目以降の機体の手数料（ただし、1機目の機体と同一型式とする）	
		最大離陸重量 4kg以上 25kg未満	—	—	—	¥284,900 書類 実地 書類 実地 書類 実地	
		最大離陸重量 25kg以上	「昼間飛行/目視内飛行/人又は物件から30m以上/イベント上空以外の空域」※のいずれにも該当する飛行の方法	—	—	¥418,800 書類 実地 書類 実地 書類 実地	
	その他の方法	—	—	—	¥835,600 書類 実地 書類 実地 書類 実地		
		—	—	—	¥992,900 書類 実地 書類 実地 書類 実地		
第二種 機体認証 新規申請	第一種型式認証 又は 第二種型式認証 取得済み	当該無人航空機の型式認証等を受けた者による 整備有	—	—	—	¥8,200 免除 免除 書類 ※申請に含まれる機体のうち、1機目の機体の手数料	
		当該無人航空機の型式認証等を受けた者による 整備無	—	—	—	¥7,500 免除 免除 書類 ※申請に含まれる機体のうち、2機目以降の機体の手数料（ただし、1機目の機体と同一型式とする）	
	第一種型式認証 又は 第二種型式認証 未取得	—	最大離陸重量 4kg以上 25kg未満	「昼間飛行/目視内飛行/人又は物件から30m以上/イベント上空以外の空域」※のいずれにも該当する飛行の方法	—	—	¥49,600 免除 免除 書類 実地 ※申請に含まれる機体のうち、1機目の機体の手数料
							¥49,000 免除 免除 書類 実地 ※申請に含まれる機体のうち、2機目以降の機体の手数料（ただし、1機目の機体と同一型式とする）
							¥286,800 書類 実地 書類 実地 書類 実地
							¥420,700 書類 実地 書類 実地 書類 実地
	その他の方法	—	—	—	¥837,500 書類 実地 書類 実地 書類 実地		
		—	—	—	¥994,800 書類 実地 書類 実地 書類 実地		

※「昼間飛行/目視内飛行/人又は物件から30m以上/イベント上空以外の空域」とは、航空法第132条の86第2項第1号から第4号までに掲げる飛行の方法を指します。

※設計・製造過程の検査が生じるケースは、申請前に国土交通省航空局安全部無人航空機安全課までご相談ください。（電話番号：03-5253-8111(代表)）

※現状の実地検査が生じるケースは、申請者側で検査場所をご準備いただく必要があります。

無人航空機の第二種機体認証の更新申請手数料額 (国土交通省が検査を行う場合)

区分	金額	検査手法			備考				
		設計	製造	現状					
第二種機体認証更新申請 中古 第一種型式認証又は第二種型式認証取得済み 第一種型式認証又は第二種型式認証未取得	—	当該無人航空機の型式認証等を受けた者による 整備有	—	¥8,200	免除	免除	書類	※申請に含まれる機体のうち、1機目の機体の手数料	
				¥7,500	免除	免除	書類	※申請に含まれる機体のうち、2機目以降の機体の手数料（ただし、1機目の機体と同一型式とする）	
	—	当該無人航空機の型式認証等を受けた者による 整備無	—	¥49,600	免除	免除	書類 実地	※申請に含まれる機体のうち、1機目の機体の手数料	
				¥49,000	免除	免除	書類 実地	※申請に含まれる機体のうち、2機目以降の機体の手数料（ただし、1機目の機体と同一型式とする）	
	改造無	—	当該無人航空機の設計製造者による 整備有 当該無人航空機の設計製造者による 整備無	—	¥8,200	免除	免除	書類	
					¥49,600	免除	免除	書類 実地	
	改造有	最大離陸重量 4kg未満	—	—	¥93,300	書類 実地	書類 実地	書類 実地	
					¥100,000	書類 実地	書類 実地	書類 実地	
		最大離陸重量 4kg以上 25kg未満	—	—	¥115,600	書類 実地	書類 実地	書類 実地	「昼間飛行/目視内飛行/人又は物件から30m以上/イベント上空以外の空域」※のいずれにも該当する飛行の方法
					¥120,000	書類 実地	書類 実地	書類 実地	その他の方法

機体認証書の再交付の手数料額

機体認証書の再交付手数料	—	¥1,650
--------------	---	--------

※「昼間飛行/目視内飛行/人又は物件から30m以上/イベント上空以外の空域」とは、航空法第132条の86第2項第1号から第4号までに掲げる飛行の方法を指します。

※設計・製造過程の検査が生じるケースは、申請前に国土交通省航空局安全部無人航空機安全課までご相談ください。（電話番号：03-5253-8111(代表)）

※現状の実地検査が生じるケースは、申請者側で検査場所をご準備いただく必要があります。